

宅 地 建 物 取 引 士 資 格 登 録 申 請 等 の 記 載 手 引

受付場所・お問い合わせ先

※提出先は手続き内容によって異なります。詳細は2頁をご覧ください。

- ① (公社) 神奈川県宅地建物取引業協会
所在地 横浜市中区住吉町6-76-3 神奈川県不動産会館2F
電 話 045-633-3036
- ② 神奈川県県土整備局事業管理部建設業課 宅建指導グループ
所在地 横浜市中区日本大通33 神奈川県住宅供給公社ビル5階
電 話 045-285-3218

受付時間

上記①は
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く。）
午 前 9時30分～11時30分
午 後 1時00分～ 4時00分
上記②は
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く。）
10時00分～15時00分

時間厳守

宅地建物取引士資格登録の申請等にあたっての留意点

- 宅地建物取引士資格登録や宅地建物取引士証の交付に関する手続きについては、この手引きを読んでから行ってください。
- 資格登録申請等の手続きについては、この手引のほか、次の神奈川県県土整備局事業管理部建設業課宅建指導グループのホームページにも記載してありますのでご覧ください。

※神奈川県県土整備局事業管理部建設業課宅建指導グループのホームページ「宅地建物取引士に関する手続きのご案内」



個人情報の取り扱い

○神奈川県知事は、宅地建物取引業法第19条に基づき提出される「宅地建物取引士の登録申請書及びその添付書類」及び同法第20条に基づき提出される「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書及びその添付書類」等（以下「登録申請書等」という。）により取得する個人情報を次の目的で取り扱います。（公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会が、神奈川県知事から受託して受け付ける登録申請書等を取り扱う場合を含みます。）

- 1 宅地建物取引士資格登録申請の審査事務（他の都道府県知事が行う審査事務において相互に利用する場合を含む。）
- 2 資格登録を受けた者に対する指導監督等の事務（他の都道府県知事が行う指導監督等の事務において相互に利用する場合を含む。）

申 請 等	提 出 先	手 引 関 連 頁
宅地建物取引士資格登録の申請	○（公社）神奈川県宅地建物取引業協会	説 明 P 6 記載例 P 2 1 様 式 P 3 5
宅地建物取引士資格登録事項の変更登録申請	○（公社）神奈川県宅地建物取引業協会 ※宅建業者名簿登載事項の変更届等と同時に提出する場合（従事先のみ）については神奈川県建設業課宅建指導グループも可	説 明 P 9 記載例 P 2 6 様 式 P 3 9
取引士証の書換え交付申請 ※上記変更登録申請が <u>氏名の変更を伴う場合</u>	○（公社）神奈川県宅地建物取引業協会	説 明 P 9 の氏名の項目 記載例 P 2 7 様 式 P 4 0
取引士証の交付申請	○（公社）神奈川県宅地建物取引業協会 ※法定講習の申込は、法定講習実施団体に行ってください。	説 明 P 1 1 記載例 P 2 9 様 式 P 4 2
取引士証の再交付申請	○（公社）神奈川県宅地建物取引業協会	説 明 P 1 3 記載例 P 3 0 様 式 P 4 3
宅地建物取引士死亡等の届出	○神奈川県建設業課宅建指導グループ	説 明 P 1 4 記載例 P 3 2 様 式 P 4 5
宅地建物取引士資格登録の消除申請	○神奈川県建設業課宅建指導グループ	説 明 P 1 5 記載例 P 3 3 様 式 P 4 6
登録移転の申請	○現に登録している各都道府県の窓口 例 1 神奈川県→大阪府へ登録移転する場合は、 （公社）神奈川県宅地建物取引業協会 例 2 大阪→神奈川県へ登録移転する場合は、 大阪府の宅地建物取引業務主管課	説 明 P 1 6 記載例 P 3 4 様 式 P 4 7

※手引関連頁欄の記載については、

説明関係について「説明」

記載例については「記載例」

様式については「様式」と表示して関連頁を記載してあります。

目 次

I	宅地建物取引士資格登録の概要	4
II	登録の要件等	4
III	宅地建物取引士資格登録等の手続き	
1	宅地建物取引士資格登録の申請	6
2	宅地建物取引士資格登録事項の変更登録申請	9
3	宅地建物取引士証の交付申請	1 1
4	宅地建物取引士証の再交付申請	1 3
5	宅地建物取引士資格登録を受けている方が死亡した場合の届出	1 4
6	宅地建物取引士資格登録の消除申請	1 5
7	宅地建物取引士資格登録移転の申請	1 6
IV	よくある質問とその回答（Q & A）	1 8
V	申請書等の記載例	
1	登録申請書（様式第五号）	2 1
	実務経験証明書（様式第五号の二）	2 3
	従業者名簿コピー	2 4
	誓約書（様式第六号）	2 5
2	宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書（様式第七号）	2 6
3	宅地建物取引士証書換え交付申請書（様式第七号の四）	2 7
4	宅地建物取引士証交付申請書（様式第七号の二の二）	2 9
5	宅地建物取引士証再交付申請書（様式第七号の五）	3 0
6	宅地建物取引士死亡等届出書（様式第七号の二）	3 2
7	宅地建物取引士資格登録消除申請書（第 1 号様式）	3 3
8	登録移転申請書（様式第六号の二）	3 4
VI	申請書等の様式（上記様式（順番は上記のとおり））	3 5 ～ 4 7
VII	その他様式	
1	在籍証明書（記載例）	4 8
	就労予定証明書（記載例）	4 9
2	従業者証明書	5 0
3	従業者名簿	5 1
【参考】		
	○抜粋 宅地建物取引業法第 1 8 条	8
	○登録実務講習の登録実務講習機関一覧	5 2
	○使用コード一覧表（市区町村、元号、免許権者（都道府県））	5 3 ～ 5 4

I 宅地建物取引士資格登録の概要

1 宅地建物取引士

宅地建物取引業者は、宅地建物取引に関する知識および経験を豊富に有する取引の専門家としての役割を果たすことが期待されています。

このため、宅地建物取引業法（以下「法」という。）は単に免許制度を実施するにとどまらず、一定の試験に合格した有資格者を宅地建物取引士（以下「取引士」という。）として宅地建物取引業者の事務所に置かなければならないこととしています。

取引士となるには、知事の行う宅地建物取引士資格試験（以下「試験」という。）に合格した後、その試験を行った知事の登録を受け、宅地建物取引士証（以下「取引士証」という。）の交付を受けなければなりません。

なお、登録を受けるためには申請日前、過去10年間以内に2年以上の実務経験を有しているか又は実務の経験を有するものと同等以上の能力を有すると認めたもの（実務講習の受講）に該当することが必要となります。

2 取引士証

(1) 提示義務

取引士は、重要事項を説明する場合において、取引士証の提示をしなければなりません。（法第35条第4項）

(2) 有効期間と更新

取引士証の有効期間は5年間で、宅建業法に規定する法定講習を受講することにより、有効期間を更新することができます。（法第22条の2）

(3) 返納および提出

取引士は、登録が消除されたときおよび取引士証が失効したときは、速やかに取引士証を登録を受けている知事に返納しなければなりません。

また、事務禁止処分を受けたときは、速やかに取引士証を登録を受けている知事に提出しなければなりません。（法第21条、第22条、第22条の2）

II 登録の要件等

1 登録の要件

(1) 試験

登録を申請するには、試験に合格しなければなりません。

試験は、例年、10月中旬の日曜日に実施し、試験問題は50問4者択一方式で行われていますが（当該年の試験要領等を確認してください。）、登録講習の修了者については、試験科目の5問免除措置が講じられています。

なお、試験の実施については、（一財）不動産適正取引推進機構が神奈川県の実務講習を受けて実施しており、その実施にあたり、（公社）神奈川県宅地建物取引業協会が協力しています。

例年、7月上旬頃から受験申込書が県機関等で配布され、申込が可能となります。インターネットによる申込みも行うこともできます。

(2) 実務経験等

登録を受けようとする者は、試験を行った知事に登録申請書を提出しますが、登録を受けるには、下表の実務経験等のうちいずれかが必要です。

なお、表の②アの実務講習については、登録実務講習機関一覧（P52）の機関に確認してください。

①	2年以上の宅地建物取引に関する実務経験
②	実務経験を有する者と同等以上の能力を有するとの国土交通大臣の認定
	ア 宅地建物取引に関する実務講習を修了した者
	イ 国、地方公共団体またはこれらの出資を伴い設立された法人において、宅地建物の取得、交換または処分に関する業務に主として従事した期間が2年以上である者
	ウ 上記ア、イのほか、国土交通大臣が宅地建物取引に関し2年以上の実務経験を有する者と同等以上の能力を有すると認める者

2 登録の基準

登録申請者が、次の欠格要件のいずれかに該当するときは登録されません。

欠 格 要 件 (業法第18条第1項の概要)	
<>内は適用号を記載	
①	宅地建物取引業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者 <第1号>
②	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 <第2号>
③	申請前5年以内に次のいずれかに該当した者 ※ ()内は申請できない期間を表示
	ア 宅地建物取引業の免許不正取得や宅地建物取引業者(代表者)として業務停止処分事由に該当し情状が特に重い場合または業務停止処分違反に該当することにより免許を取り消された者(免許取消から5年間) <第3号>
	その者が法人である場合は、その法人の役員であった者(※1)を含む
	イ アのいずれかの事由に該当するとして、免許取消処分の聴聞の公示をされた後、相当の理由なく解散または廃業の届出を行った者(解散した日又は廃業届届出日から5年間) <第4号>
	ウ イの聴聞の公示をされた後、相当の理由なく合併により消滅した法人の役員であった者(※1)(合併により消滅した日から5年間) <第5号>
	エ 禁錮以上の刑に処せられた者(※2)(刑の執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年間) <第6号>
	オ 宅地建物取引業法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反し、または刑法(傷害、脅迫等)、暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し罰金刑に処せられた者(※2)(刑の執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年間) <第7号>
	カ 暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号で規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者) <第8号>
	キ 不正の手段により登録または取引士証の交付を受けたこと、事務禁止処分の事由に該当し情状が特に重い場合、事務禁止処分違反等に該当することにより登録消除処分を受けた者(登録消除処分を受けた日から5年間) <第9号>
	ク キのいずれかの事由に該当するとして、登録消除処分の聴聞の公示をされた後、相当の理由なく登録消除申請をした者(当該登録消除された日から5年間) <第10号>
④	事務禁止処分を受け、その期間中に自ら申請して登録消除を受け、まだその禁止の期間が満了しない者(当該登録消除された日から事務禁止処分満了日まで) <第11号>
⑤	心身の故障により宅地建物取引士の事務を適正に行うことができない者 <第12号>

※1 役員であった者：免許取消処分の聴聞の公示の日前60日以内に役員であった者

※2 刑の執行が猶予される場合の取扱い：

禁錮以上の刑に処せられ執行猶予がついた場合等には、その執行猶予期間中は欠格要件に該当しますが、執行猶予期間が満了して刑の効力が失われた場合にはその時点で欠格要件には該当しません。

Ⅲ 宅地建物取引士資格登録等の手続き

1 宅地建物取引士資格登録の申請

取引士として業務に従事しようとする方は、宅地建物取引士資格試験に合格後、まず、受験した試験地の都道府県知事の登録を受け、その後、取引士証の交付を受けなければなりません。

なお、取引士として業務に従事する予定のない方は、宅地建物取引士試験合格後、取引士資格登録をする必要はありません。

この宅地建物取引士資格試験の合格は、取引士資格登録手続きをしないまま長期間が経過している場合であっても、有効です。（法第18条）

※ 宅地建物取引主任者試験に合格した者は、宅地建物取引士試験に合格した者とみなされます。
（平成27年改正法附則第2条）

(1) 登録できる方

次の①から③までのいずれにも該当する方

①宅地建物取引士資格試験に合格

②宅地建物取引に関して実務の経験を有するもの等（次のうちいずれかに該当すれば可）

ア 宅地建物取引業の実務経験が申請時から過去10年以内に2年以上ある者

実務経験として算入できる期間

- 実務経験として算入できる期間は、顧客への説明、物件の調査等具体的な宅地建物の取引に関する業務に従事した期間です。受付、秘書や総務、人事、経理、財務等の一般管理業務、その他補助的な事務に従事した期間は除きます。
- この実務経験を証明する書類として、実務経験先である宅地建物取引業者の「従業者名簿」に氏名等が記載されていることや、事務所の従業者としていた期間が実務経験期間以上記載してあることが必要です。

イ 実務講習を修了してから10年以内の者

ウ 国、地方公共団体又はこれらの出資に伴い設立された法人における宅地又は建物の取得、交換又は処分に関する業務に従事した期間が申請時から過去10年間以内に2年以上ある者

③宅地建物取引業法第18条第1項各号に掲げる欠格事由に該当しない者

(2) 提出書類等（提出部数は各1部）※申請書には、記名が必要です。

提出書類	説明	手引 関連頁
登録申請書（様式第5号）	○記名が必要です。	記載例 P21 ～25 様式 P35
誓約書（様式第6号）	○記名が必要です。	
身分証明書（身元証明書） ※発行から3か月以内のもの	○本籍地市区町村で発行する証明書 ・「成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない」旨（禁治産者、準禁治産者でない则表示されます。）及び「破産者で復権を得ない者に該当しない」旨の記載があるものです。 ○外国籍の方は、その旨の誓約書を提出してください。	
登記されていないことの証明書もしくは医師の診断書 ※発行から3か月以内のもの ※いずれかの提出が必要	○法務局（本局）が発行する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨を証する登記事項証明書 ・東京法務局（03-5213-1360 郵送可） ・横浜地方法務局（045-641-7976 郵送不可） ○契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨（医学的診断・判断能力についての意見・参考となる事項・その他知事が必要と認める事項）を記載した医師の診断書	
住民票（抄本） ※発行から3か月以内のもの	○申請者本人のみが記載されているもので、本籍・続柄の記載は不要です。※個人番号（マイナンバー）が記載されてい	

	ないものを提出してください。 ※旧姓使用を希望する場合は、旧姓が記載されたものが必要です。 ※外国籍の方は、国籍等並びに在留カードの番号または特別永住者証明書の番号が記載されたものが必要です。
合格証書のコピー	○鮮明なものを用意してください。
顔写真（1枚）	・申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3cm横2.4cm（顔2cm程度）のカラー写真。裏面に氏名を記載し、登録申請書に貼り付けてください。 ※宅建協会でも撮影可能です。（6枚セット700円）
登録資格を証する書面	○次のア・イ・ウのうちいずれか ア 実務経験が申請時から過去10年以内に2年以上の方 →実務経験証明書（様式第5号の2）及び実務経験先の宅地建物取引業者が保管している「従業者名簿」のコピー ・この従業者名簿のコピーには、「原本の内容と相違ありません。」と記入し、記入年月日・業者名・代表者氏名を記載して証明してください。 ・従業者名簿のコピーは、申請者の部分のみを抜粋するか、申請者以外の部分を黒塗りするなどして提出してください。 ※1 登録に必要と認めた場合、別に実務経験が確認できる書類の提出を求めることがあります。 ※2 勤務していた宅地建物取引業者が廃業しているとき、証明を受けようとする方がその法人の役員となっているとき →P18のQ&Aを参照ください。 イ 実務講習修了者 →講習実施機関の発行する修了証明書（実務講習修了日より10年間有効です。） ウ 国、地方公共団体等における2年以上の経験者（過去10年以内） →それぞれの機関が発行する証明書（様式は建設業課へお問い合わせください。）
登録手数料	37,000円（窓口申請は現金のみ） ※郵送の場合、神奈川県宅建協会の指定口座へ振込のうえ、振込控を同封してください。
その他必要書類	○取引士資格登録を受けようとする方が、申請時点において宅地建物取引業に従事している場合は法第48条第1項で定める「従業者証明書」もご持参ください。（郵送の場合はコピー） ○合格時や実務講習修了時から氏名が変更している場合は、変更履歴がわかる「戸籍抄本」を添付してください。
郵送の場合	簡易書留又はレターパックで送付し、本人確認書類の写し（運転免許証、個人番号カード表面等）とあて先を記入した返信用封筒（110円切手貼り付け）を同封してください。
備考 <u>未成年者の方の登録は原則としてできませんが、営業に従事する等のために登録が必要な場合は、上記書類のほかに、営業に関する法定代理人の許可書及び戸籍謄本を提出してください。（様式は建設業課へお問合せください。）</u>	

(3) 申請方法 申請者本人が下記の窓口に申請してください。

〈申請（送付）窓口〉

（公社）神奈川県宅地建物取引業協会 宅地建物取引士係

所在地 〒231-0013 横浜市中区住吉町6－76－3 神奈川県不動産会館2階

電話 045－633－3036（直通）

受付時間（土日祝日、年末年始を除く。）

午前 9時30分から11時30分まで 午後 1時00分から 4時00分まで

（4）その他

ア 原則として氏名の表記は戸籍（身分証明書）に、住所の表記は住民票の記載に基づきます。

ただし、氏名の表記に宅地建物取引業免許事務等処理システムに登録されていない文字が含まれる場合は、常用漢字またはアルファベット表記（アルファベット表記を確認できる公的書類の提出があった場合のみ）に置き換えるものとします。

イ 実務講習については、登録実務講習機関へお問い合わせください。→P52参照

ウ 登録までの標準的な日数は約30日間（土日祝日は含みません）です。登録が完了しましたら登録通知書（はがき）で連絡します。なお、申請が集中する時期は、40日～60日程度かかります。

エ 取引士証の交付が必要な方は、登録通知書（はがき）を持参のうえ、（公社）神奈川県宅地建物取引業協会申請手続きをしてください。→P11参照

宅地建物取引業法（抄）

第18条 試験に合格した者で、宅地若しくは建物の取引に関し国土交通省令で定める期間以上の実務の経験を有するもの又は国土交通大臣がその実務の経験を有するものと同等以上の能力を有すると認めたものは、国土交通省令の定めるところにより、当該試験を行つた都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 宅地建物取引業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 第66条第1項第8号又は第9号に該当することにより第3条第1項の免許を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該免許を取り消された者が法人である場合においては、当該取消に係る聴聞の期日及び場所の公示の日前60日以内にその法人の役員であつた者で当該取消の日から5年を経過しないもの）

四 第66条第1項第8号又は第9号に該当するとして免許の取消処分聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第11条第1項第5号の規定による届出があつた者（宅地建物取引業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から5年を経過しないもの

五 第5条第1項第4号に該当する者

六 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者

七 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者

八 暴力団員等

九 第68条の2第1項第2号から第4号まで又は同条第2項第2号若しくは第3号のいずれかに該当することにより登録の消除の処分を受け、その処分の日から5年を経過しない者

十 第68条の2第1項第2号から第4号まで又は同条第2項第2号若しくは第3号のいずれかに該当するとして登録の消除の処分聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）で当該登録が消除された日から5年を経過しないもの

十一 第68条第2項又は第4項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第22条第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が満了しない者

十二 心身の故障により宅地建物取引士の事務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

2 宅地建物取引士資格登録事項の変更登録申請

宅地建物取引士資格登録を受けている方が、住所や従事先等の登録事項に変更が生じた場合、遅滞なく変更の登録を申請しなければなりません。

なお、宅地建物取引業者が行う専任の宅地建物取引士等の就退任についての変更の届出（宅建業法第9条の届出）により、取引士の資格登録簿の内容が自動的に変更になることはありません。

また、取引士証の交付を受けていなくても変更登録申請は必要です。（法第20条）

(1) 提出書類等（提出部数は、申請書正本1部・副本（コピー）2部、添付書類は正本1部）

※申請書には、記名が必要です。

変 更 区 分	添 付 書 類	手 引 関 連 頁
宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書（様式第7号）と <u>変更区分に応じ次の書類を添付</u> してください。		
氏 名	○戸籍抄（謄）本 ※発行から3か月以内のもの ・戸籍抄（謄）本で氏名の変更履歴が確認できない場合は、「改製原戸籍」等が別途必要となります。	記載例 P 2 6 様 式 P 3 9
	○取引士証の交付を受けている方は、次のア・イ・ウ・エ・オの5点も必要 ア 宅地建物取引士証書換え交付申請書 正本1部（様式第7号の4） イ 顔写真2枚（同一のもの） ・申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3cm、横2.4cm（顔2cm程度）のカラー写真 ※宅建協会でも撮影可能です。（6枚セット700円） ウ 取引士証 エ 宛先を記載した封筒（460円分の切手を貼り付け） オ （旧姓使用を希望する場合のみ）旧姓が記載された住民票 ※発行から3か月以内のもの	書換交付申請書 記載例 P 2 7 様 式 P 4 0
住 所	○住民票（抄本）又は住居表示変更証明書（住居表示の変更があった場合） ※発行から3か月以内で、個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの ※変更日が確認できるもの ○取引士証（交付を受けていない方は不要）	
本 籍	○戸籍抄（謄）本又は本籍表示変更証明書（本籍表示の変更があった場合） ※発行から3か月以内のもの ※変更日が確認できるもの ※「改製原戸籍」の提出を求める場合があります。	
業務に従事する 宅地建物取引業者の商号（名称） 及び免許番号	従事先（入社） ・従業者証明書を窓口で提示してください。 ・なお、申請者本人から委任を受けた代理人が申請する場合又は郵送により申請する場合は、申請者本人の従業者証明書の写しを添付してください。	
	従事先（退社）…添付書類は不要	
	従事先の商号（名称） ・宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書の第1面の写し	
	従事先の免許番号 ・宅地建物取引業者免許証の写し	

(2) 申請方法

申請者本人又は代理人が次の窓口に申請してください。

※代理人が申請する場合は、申請者本人の記名がある委任状及び代理人の身分を証明する運転免許証等の提示が必要となります。

郵送で申請することもできます。郵送で申請する場合、本人確認書類（宅地建物取引士証、運転免許証等）のコピーおよびあて先を記入した返信用封筒（110円切手貼り付け）を同封してください。

氏名又は住所の変更で、取引士証を送付する場合は、簡易書留又はレターパックで送付し、返信用封筒にも460円分の切手を貼り付けてください。

＜申請（送付）窓口＞

（公社）神奈川県宅地建物取引業協会 宅地建物取引士係

所在地 〒231-0013 横浜市中区住吉町6-76-3 神奈川県不動産会館2階

電話 045-633-3036（直通）

受付時間（土日祝日、年末年始を除く。）

午前 9時30分から11時30分まで 午後 1時00分から 4時00分まで

※ この宅地建物取引士資格登録の変更手続き（従事先のみ）を法第9条の規定による変更の届出、免許の申請（新規・更新）、廃業の届出、免許証の受領等の手続きと同時にを行う場合は、建設業課宅建指導グループでも手続きができます。（ただし、氏名、住所、本籍の変更については、建設業課宅建指導グループでは受付できませんので、上記（公社）神奈川県宅地建物取引業協会へ申請してください。）

神奈川県県土整備局事業管理部建設業課 宅建指導グループ

所在地 横浜市中区日本大通33 神奈川県住宅供給公社ビル5階

電話 045-285-3218

受付時間（土日祝日、年末年始を除く。）

10時00分～15時00分

次の変更登録申請を怠っていた場合の取扱い

1 氏名

氏名が2回以上変更しているにもかかわらず、変更登録申請を怠っていた方は、すべての氏名変更の内容が確認できる戸籍抄（謄）本や除籍抄（謄）本等を用意し、必要数に応じた変更登録申請書を提出してください。（氏名変更の履歴を省略することはできません。）

なお、取引士証の書換え交付申請書は1枚あれば構いません。

2 住所又は本籍

手引18ページのQ&A（質問と回答）をご覧ください。

3 業務に従事する宅地建物取引業者の商号（名称）及び免許証番号

原則として、以前、業務に従事していた宅地建物取引業者の登録を途中省略することはできません。

従事していた宅地建物取引業者の商号（名称）や免許証番号の変更経緯が、建設業課宅建指導グループの窓口で確認できた場合は、変更登録申請に係る添付書類等を省略することができます。

3 宅地建物取引士証の交付申請

宅地建物取引士資格登録を受けている方は、登録をしている都道府県知事に対し、取引士証の交付を申請することができます。（法第22条の2）

取引士証の交付を受けなければ、取引士として業務に従事することはできません。

(1) 試験合格後1年以内に交付申請を行う方の場合

提出書類等 ※申請書には、記名が必要です。

提出書類と必要数	説 明 (添 付 書 類)	手 引 関 連 頁
申請書類 正本1部、 副本1部(コピー)	○宅地建物取引士証交付申請書（様式第7号の2の2）	記載例 P 2 9 様 式 P 4 2
顔写真 3枚 (同一のもの)	・申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3cm、横2.4cm(顔2cm程度)のカラー写真。 ・2枚を宅地建物取引士証交付申請書（正本・副本）に貼り付け、もう1枚はそのまま提出してください。 ※宅建協会でも撮影可能です。（6枚セット700円）	
登録通知書（はがき）	○原本を用意してください。確認のうえお返しします。 ※郵送の場合は、登録通知書のコピー	
手数料	4,500円	
封筒及び切手 郵送受取の場合	宛先を記入した封筒（460円分の切手を貼り付け）	

(2) 試験合格後1年を経過して交付申請を行う方の場合（有効期間を過ぎた取引士証をお持ちの方を含む）

試験合格後、1年を経過している方は、神奈川県知事が指定した団体の実施する宅地建物取引士法定講習の受講が必要です。法定講習の受講申込については、直接各講習実施団体に確認してください。

提出書類等 ※申請書には、記名が必要です。

提出書類と必要数	説 明 (添 付 書 類)	手 引 関 連 頁
申請書類 正本1部、 副本1部(コピー)	○宅地建物取引士証交付申請書（様式第7号の2の2）	記載例 P 2 9 様 式 P 4 2
法定講習の受講証明書（（公社）神奈川県宅地建物取引業協会を受講した場合を除く）	○受講証明書その他法定講習の受講を証する書面（受講日証明日から6か月以内の期間有効） ※神奈川県知事が指定した法定講習実施団体の受講証明書等に限りです。	
顔写真 3枚 (同一のもの)	・申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3cm、横2.4cm(顔2cm程度)のカラー写真 ・2枚を宅地建物取引士証交付申請書（正本・副本）に貼り付け、もう1枚はそのまま提出してください。 ※宅建協会でも撮影可能です。（6枚セット700円）	
登録通知書（はがき）又は失効した取引士証	○登録後、初めて交付申請を行う方は、登録通知（はがき）の原本をご用意ください。確認のうえお返しします。 ○失効した取引士証をお持ちの方は、取引士証をご用意ください。取引士証がない場合は、運転免許証等、本人確認ができる証明書をご用意ください。 ※郵送の場合はいずれもコピーを添付	
手数料	4,500円	

封筒及び切手 郵送受取の場合	宛先を記入した封筒（460円分の切手を貼り付け）	
-------------------	--------------------------	--

(3) 取引士証の更新申請の方の場合

取引士証の有効期間は5年間です。更新を希望する方は、有効期間内に神奈川県知事が指定した団体が実施する宅地建物取引士法定講習を受講のうえ、余裕をもって（有効期限の3週間前まで）申請する必要があります。法定講習は、有効期間満了日の6か月前から受講することができます。法定講習の受講申込については、直接各講習実施団体に確認してください。

提出書類等 ※申請書には、記名が必要です。

提出書類と必要数	説 明 (添 付 書 類)	手引関連頁
申請書類 正本1部、副本1部(コピー)	○宅地建物取引士証交付申請書（様式第7号の2の2）	
法定講習の受講証明書（（公社）神奈川県宅地建物取引業協会を受講した場合を除く）	○受講証明書その他法定講習の受講を証する書面（受講証明日から6か月以内の期間有効） ※神奈川県知事が指定した法定講習実施団体の受講証明書等に限りです。	記載例 P 2 9 様 式 P 4 2
顔写真 3枚 (同一のもの)	・申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3cm、横2.4cm(顔2cm程度)のカラー写真 ・2枚を宅地建物取引士証交付申請書（正本・副本）に貼り付け、もう1枚はそのまま提出してください。 ※宅建協会でも撮影可能です。（6枚セット700円）	
取引士証	○有効期間中のもの	
手数料	4,500円	
封筒及び切手 郵送受取の場合	宛先を記入した封筒（460円分の切手を貼り付け）	

(4) 神奈川県知事が指定した宅地建物取引士法定講習実施団体

（公社）神奈川県宅地建物取引業協会（宅地建物取引士係） 〒231-0013 横浜市中区住吉町6-76-3 神奈川県不動産会館2階 電話045-633-3036（直通） 受付時間：午前9時30分～11時30分 午後1時～4時（土日祝休日及び年末年始除く）
（一社）不動産協会 宅建法定講習センター 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル17階 電話03-3581-9425
（一社）全国住宅産業協会 東京都千代田区麹町5-3 麹町中田ビル8階 電話03-3511-0611
（公社）全日本不動産協会神奈川県本部 教育研修センター 横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル6階 電話045-324-2001 受付時間：午前10時～12時 午後1時～4時（土日祝休日及び年末年始除く）

(5) 申請方法

申請者本人又は代理人が次の申請窓口申請してください。

※代理人が申請する場合は、申請者本人の記名がある委任状及び代理人の身分を証明する運転免許証等の提示が必要となります。

郵送で申請する場合、簡易書留又はレターパックで送付し、あて先を記入した返信用封筒（460円切手を貼り付け）を同封してください。

住所、本籍、従事先等の登録事項に変更が生じているにもかかわらず、変更登録申請を怠っている

場合、取引士証の交付申請を受付けることができませんので、十分にご注意してください。

(6) 手数料支払方法

- ①窓口申請の場合、現金でのお支払い（クレジットカード等でのお支払いはできません）
- ②郵送申請の場合、神奈川県宅建協会ホームページに記載のある指定口座へ振込のうえ、振込控を同封してください。

＜申請（送付）窓口＞

（公社）神奈川県宅地建物取引業協会 宅地建物取引士係

所在地 横浜市中区住吉町 6－7 6－3 神奈川県不動産会館 2 階

電 話 0 4 5－6 3 3－3 0 3 6（直通）

受付時間（土日祝日、年末年始を除く。）

午前 9 時 3 0 分から 1 1 時 3 0 分まで 午後 1 時 0 0 分から 4 時 0 0 分まで

4 宅地建物取引士証の再交付申請

取引士証を亡失、滅失、汚損又は破損した場合は、次のとおり取引士証の再交付を申請することができます。

なお、盗難等により取引士証を紛失した場合は、再交付申請の前に必ず警察署に遺失物の届出を行い、その確認を受けてください。（届出日、警察署名、受理番号を控えてきてください。申請書に記載していただきます。）

(1) 提出書類等 ※申請書には、記名が必要です。

提出書類と必要数	説 明 (添 付 書 類)	手 引 関 連 頁
申請書類 正本 1 部	○宅地建物取引士証再交付申請書（様式第7号の5）	記載例 P 3 0 様 式 P 4 3
顔写真 2 枚 (同一のもの)	・ 申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 cm、横 2. 4 cm(顔 2 cm程度)のカラー写真 ・ 写真はそのまま提出してください。 ※宅建協会でも撮影可能です。（6 枚セット 7 0 0 円）	
取引士証	○取引士証を汚損又は破損した場合、必要となります。	
本人確認ができるもの	○運転免許証等 ※郵送の場合、コピー	
手数料	4, 5 0 0 円	
封筒及び切手 郵送受取の場合	宛先を記入した封筒（460円分の切手を貼り付け）	

(2) 申請方法

申請者本人が下記の窓口申請してください。

代理人が申請することはできません。

郵送で申請することもできます。郵送で申請する場合、簡易書留又はレターパックで送付し、あて先を記入した返信用封筒（460円切手を貼り付け）を同封してください。

(3) 手数料支払方法

- ①窓口申請の場合、現金でのお支払い（クレジットカード等でのお支払いはできません）
- ②郵送申請の場合、神奈川県宅建協会ホームページに記載のある指定口座へ振込のうえ、振込控を同封してください。

＜申請（送付）窓口＞

（公社）神奈川県宅地建物取引業協会 宅地建物取引士係

所在地 横浜市中区住吉町 6－7 6－3 神奈川県不動産会館 2 階

電 話 0 4 5－6 3 3－3 0 3 6（直通）

受付時間（土日祝日、年末年始を除く。）

午前 9 時 3 0 分から 1 1 時 3 0 分まで 午後 1 時 0 0 分から 4 時 0 0 分まで

5 宅地建物取引士資格登録を受けている方が死亡した場合等の届出

宅地建物取引士資格登録を受けている方が次の事由に該当することになった場合は、その日（死亡の場合は、その事実を知った日）から 3 0 日以内にその旨を届け出なければなりません。

（法第 2 1 条）

(1) 届出が必要な場合（カッコ内は、届出をする者）

ア 死亡した場合（相続人）

イ 宅地建物取引士の事務を適正に行うことができない心身故障者となった場合（本人またはその法定代理人若しくは同居の親族）

ウ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合（本人）

エ 禁錮以上の刑に処せられる等、法第 1 8 条第 1 項第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当するに至った場合（本人）

(2) 提出書類等 ※申請書には、記名が必要です。

提出書類と必要数	説 明 (添 付 書 類)	手 引 関 連 頁
申請書類 正本 1 部、副本 1 部 (コピー)	宅地建物取引士死亡等届出書（様式第 7 号の 2）	記載例 P 3 2 様 式 P 4 5
添付書類	【上記(1)アの場合】 ○死亡の事実及び死亡された方と相続人の親族関係が確認できる書類（「戸籍謄本」「除籍謄本」「改製原戸籍」など） ○届出をする <u>相続人の身分を証明できるもの</u> （運転免許証等）	
	【上記(1)イの場合】 ○ <u>医師の診断書</u> ○届出をする本人またはその法定代理人若しくは同居の親族の <u>身分を証明できるもの</u> （運転免許証等）	
	【上記(1)ウの場合】 ○裁判所の「 <u>破産手続開始決定書</u> 」の写し ○ <u>届出をする本人の身分を証明できるもの</u> （取引士証、運転免許証等）	
	【上記(1)エの場合】 ○裁判所の「 <u>判決書等の写し</u> 」※第 8 号に該当することになった場合は不要 ○ <u>届出をする本人の身分を証明できるもの</u> （取引士証、運転免許証等）	
取引士証	交付を受けている場合のみ	

(3) 届出方法

次の窓口に届け出てください。

郵送で届け出ることもできます。郵送で届け出る場合、簡易書留又はレターパックで送付し、あて先を記入した返信用封筒（110円切手を貼り付け）及び日中連絡できる電話番号を同封してください。

電子申請（eMLIT）を行う場合は、神奈川県ホームページ「宅地建物取引士の死亡等届出（電子申請・eMLIT）」を確認してください。



<届出（送付）窓口>

神奈川県県土整備局事業管理部建設業課 宅建指導グループ

所在地 横浜市中区日本大通33 神奈川県住宅供給公社ビル5階

電 話 045-285-3218

受付時間（土日祝日、年末年始を除く。）

10時00分～15時00分

6 宅地建物取引士資格登録の消除申請

宅地建物取引士資格登録を受けている方は、本人の申請により取引士の資格登録を消除することができます。（法第22条第1号）

(1) 提出書類等

提出書類と必要数	説 明 (添 付 書 類)	手 引 関 連 頁
申請書類 正本1部、副本1部 (コピー)	○宅地建物取引士資格登録消除申請書（神奈川県宅地建物取引業法施行細則第1号様式）	記載例 P33
取引士証	○交付を受けている場合のみ	様 式 P46
その他	運転免許証等 ○取引士証の交付を受けていない方や取引士証を持参されない方は、運転免許証、パスポート等の本人確認ができるもの	

(2) 申請方法

次の窓口に申請してください。

郵送で申請することもできます。郵送で申請する場合、簡易書留又はレターパックで送付し、あて先を記入した返信用封筒（110円切手を貼り付け）及び日中連絡できる電話番号を同封してください。

電子申請（eMLIT）を行う場合は、神奈川県ホームページ「宅地建物取引士の登録消除申請（電子申請・eMLIT）」を確認してください。



<申請（送付）窓口>

神奈川県県土整備局事業管理部建設業課 宅建指導グループ

所在地 横浜市中区日本大通33 神奈川県住宅供給公社ビル5階

電 話 045-285-3218

受付時間（土日祝日、年末年始を除く。）

10時00分～15時00分

7 宅地建物取引士資格登録移転の申請

登録の移転は、取引士の資格登録をしている都道府県以外に所在地を置く宅地建物取引業者の事務所に「現に従事している」又は「従事しようとする」場合に限り、登録している都道府県から「現に従事している（しようとする）」事務所所在地の都道府県へ登録移転を行うことができます。

単に住所が移転した場合や、取引士の資格登録をしている都道府県以外に所在地を置く宅地建物取引業者に勤務していても、宅建業に従事していない場合には登録移転はできません。

登録移転を行う際に、登録事項（氏名、住所、本籍、従事先等）に変更がある場合は変更登録申請を済ませておく必要があります。

なお、取引士証の交付を受けている場合、登録移転と同時に従前の取引士証は失効します。継続して取引士証の交付を受けたい方は、登録移転の申請とともに、残存期間を有効期間とする取引士証の交付を申請しなければなりません。（法第19条の2）

(1) 登録移転の要件（神奈川県外の登録から神奈川県へ登録を移転する場合）

次のいずれかの条件に該当する業者の神奈川県内の事務所で宅地建物取引業に従事する場合は登録移転の申請を行うことができます。

ア 神奈川県知事の免許を受けている宅地建物取引業者(新規免許申請中の者を含む。)

イ 国土交通大臣免許の宅地建物取引業者(新規免許申請中の者を含む。)で神奈川県に宅地建物取引業者としての事務所を有する者

登録移転ができない場合

○単に住所のみを変更した場合

○取引士資格登録している都道府県以外の宅地建物取引業者に勤務していても、宅建業に従事していない場合

(2) 提出書類等（神奈川県へ登録移転する場合。申請書類は移転前の都道府県に提出してください。）

※申請書には、記名が必要です。

提出書類と必要数	説 明 (添 付 書 類)	手 引 関 連 頁
登録移転申請書 (様式第6号の2) 正本1部・副本1部(コピー)	○申請書には、記名が必要です。 ○副本は、写真以外はコピーで構いません。また、申請先のあて名は神奈川県知事を記入してください。	記載例 P 3 4 様 式 P 4 7
顔写真 2枚 (同一のもの)	・申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3cm、横2.4cm(顔2cm程度)のカラー写真 ・裏面に氏名を記載し、登録移転申請書に貼り付けてください。	
宅地建物取引業に従事することを証する書面 正本2部	○次のア、イのうちいずれか ア 在職(就労)証明書 ・「被証明者の氏名、生年月日、取引士の登録番号、在籍事務所(事務所名、所在地)、<u>宅建業に従事している又は従事する予定である旨</u>、証明年月日、代表者名」が明記されており、代表者が証明したものがが必要です。 ※従事している業者が大臣免許業者の場合、必ず在籍事務所(事務所名、所在地)を記載してください。 イ 宅地建物取引業者免許証の写し(申請者が代表者の場合)	在籍証明書等の様式 P 4 8 ~ P 4 9
登録手数料	8,000円 ○e-kanagawaの宅地建物取引士登録移転申請手数料(申請(電子収納))から納めた場合→「申込内容照会画面」を印刷したもの	

	○神奈川県が発行する納付書で納めた場合→その納付済証 ※納付書が必要な方は、建設業課にお問合せください。
--	---

(3) 取引士証の交付を受けている方で残存期間を有効期間とする申請を行う場合の提出書類

有効期間を有する取引士証の交付を受けている方で、残存期間を有効期間とする取引士証の交付申請を希望する方は、次の書類も必要となります。

なお、移転後の知事が発行した取引士証は、従前のものと引き換えに交付します。

提出書類等（神奈川県へ登録移転する場合、申請書類は移転前の都道府県に提出してください。）

※申請書には、記名が必要です。

提出書類と必要数	説 明 (添 付 書 類)	手 引 関 連 頁
申請書類 正本1部・副本1部	○宅地建物取引士証交付申請書（様式第7号の2の2）	記載例 P 2 9 様 式 P 4 2
顔写真 2枚 (同一のもの)	・1枚を宅地建物取引士証交付申請書に貼り付け、もう1枚は封筒等に入れてクリップで申請書にとめてください。（このもう一枚の写真は、取引士証用となります。） ※サイズ等は前記（16ページ参照）のとおり。	
申請手数料	4,500円 ○神奈川県が発行する納付書で納めた場合→その納付済証 ※納付書が必要な方は、建設業課にお問合せください。	

(4) 申請方法

移転前（現在の登録地）の都道府県の担当窓口へ提出してください。

※神奈川県から神奈川県外へ登録を移転する場合は、移転先の都道府県に申請に必要な書類を確認のうえ、申請書類を簡易書留又はレターパックにて神奈川県宅建協会へ郵送で提出してください。

Q & A（質問と回答）

<新規登録申請について>

Q 1 宅建業を廃業した実務経験先から実務経験証明書を発行してもらうことはできますか。

A 1 実務経験先が宅建業を廃業している場合は、その法人や個人が存在している場合であっても実務経験の証明をすることはできません。

その他、法人が解散している等の理由により証明できない場合等は、実務経験先の源泉徴収票（写）、給与明細書（写）、離職票（写）、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書など勤務していたことを証する書面を添付して、現に免許を有する他の宅建業者から実務経験の証明を受けてください。

Q 2 実務経験証明書を受ける場合において、登録申請者が、実務経験先の宅地建物取引業者の代表者又は役員である場合は、どのような証明を受ける必要がありますか。

A 2 登録申請者が登録申請時に実務経験先の宅地建物取引業者の代表者又は役員になっている場合は、実務経験先源泉徴収票（写）、給与（報酬等）明細書（写）、離職票（写）、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書（使用人兼務役員の場合）など勤務していたことを証する書面を添付して、他の宅建業者から実務経験の証明を受けてください。

Q 3 過去に勤務していた宅地建物取引業者に実務経験証明書の作成を依頼しましたが、証明書の発行を拒否されました。どうしたらよいでしょうか。

A 3 登録実務講習を受講し、登録資格を得てください。

Q 4 実務経験証明書に自分の従業者証明書番号を記入できない場合は、登録を受けられないのですか。

A 4 従業者証明書は宅地建物取引業法第48条第1項の規定により必ず携帯していなくてはならないものです。従業者証明書番号を記入できないことは、実務経験に対して疑義が生じ、登録を受けることができません。

なお、実務経験先の宅建業者が廃業し、その法人や個人が存在していない場合は、申請窓口にご相談ください。

Q 5 合格したのが10年以上前ですが、登録を受けることはできますか。

A 5 合格したという事実に変更はありませんので、他の条件さえ満たせば登録を受けることができます。

Q 6 単身赴任をしていて、居所と住民票の住所が異なります。登録申請は住民票以外の居所で申請することはできますか。

A 6 住民票の住所で登録してください。取引士資格登録を受けた後、居所登録ができます。神奈川県建設業課宅建指導グループで手続きを行ってください。
（手続きについては、Q 8を参照してください。）

<変更登録申請について>

Q 7 今まで、何度か住所や本籍を変更しているにもかかわらず、変更登録申請を怠ってきたのですが、今回住所や本籍の変更登録申請を行う場合、過去にさかのぼってすべて順々に手続きをする必要があるのですか。

A 7 基本的には、それぞれについて順次手続きすべきですが、途中経過を省略しても構わない旨を申請窓口で申し出れば途中経過を省略することができます（変更登録申請書の余白に「中間省略」と記入してください）。ただし、過去の履歴を登録簿に残しておきたい場合は、戸籍の附票や除かれた住民票等を用意し、順々に手続きをしてください。

Q 8 単身赴任の関係で住民票を移せないのですが、住所地以外の居所を登録することはできますか。

A 8 できます。変更登録申請書の添付書類として、居所が確認できる申請者本人名義の公共料金（ガス、電気、水道、電話）の領収書等が必要になります。

なお、居所の登録を希望される場合は、申請者本人が建設業課宅建指導グループの窓口にお越しください。

<登録移転申請について>

Q 9 現在京都府に住んでおり、勤め先の宅地建物取引業者の事務所は大阪府にあります。どちらの都道府県に登録の移転ができますか。

A 9 従事する宅地建物取引業者の事務所が所在する大阪府に登録の移転をすることができます。

Q10 福岡県から神奈川県へ登録の移転を行い、その後に勤め先は決まっていますが、神奈川県内の宅地建物取引業者の事務所に従事しようと考えていますが、この状態で登録の移転はできますか。

A10 できません。

勤め先が決まっていて、その業者が神奈川県に新規免許申請をすでに行っている場合は、「従事しようとするとき」に該当し登録の移転を行うことができます。この場合は、在籍（就労）証明書に加えて、免許申請書第一面（受付印のあるもの）の写しも添付する必要があります。

Q11 私の勤め先の会社は宅地建物取引業者免許を取得していますが、私は建設業のみ行っている支店に勤務し、宅地建物取引業には従事していません。この場合でも、登録の移転はできますか。

A11 できません。

宅地建物取引業者の事務所として届け出られている事務所で、宅地建物取引業に従事していないと登録の移転はできません。

Q12 登録移転の申請をしようと思います。現在、交付を受けている取引士証の有効期限が2ヶ月後です。この場合でも、移転申請と同時に交付申請書を提出しなければなりませんか。

A12 移転後、業務に支障がなければ交付申請書を提出しなくても構いません。この場合、移転後の取引士証の交付については、移転後の都道府県の法定講習実施団体にあらかじめご相談ください。

<取引士証の交付申請について>

Q13 更新の連絡がなくても、取引士証の更新手続きはできますか。

A13 できます。

有効期間満了日の6か月前から法定講習を受講することができます。法定講習は申込みをしても、その際の申込状況により、受講できるのが2～3ヶ月先になってしまうこともありますので早めに手続きをするようにしてください。

Q14 取引士証の有効期間があとわずかしかなのですが、更新は間に合いますか。

A14 至急法定講習の実施機関へ連絡をしてください。法定講習の申込み状況等により、更新が間に合わない場合もあります。現在、専任の宅地建物取引士として従事している方は特に注意してください。

Q15 過去に取引士証を持っていたましたが、更新申請をしなかったため、有効期限が切れてしまいました。今回、取引士証の交付を受けたいのですが、どうすればよいのですか。

A15 法定講習を受講すれば、その時点から5年間の取引士証の交付を受けることができます。

なお、宅地建物取引士資格登録の取り扱いについては、単に、取引士証の有効期限が切れたことによる失効だけでは、同資格登録の効力は抹消（消除）されることはありません。

<登録内容や合格番号の確認、取引士証の返納>

Q16 自分の今現在の登録内容を確認したいのですが。

A16 個人情報ですので、原則として本人が取引士証や運転免許証等の身分を確認できるものを持参のうえ、建設業課宅建指導グループに来庁し確認してください。

Q17 合格番号を教えてください。

A17 個人情報ですので、本人が運転免許証等の身分を確認できるものを持参のうえ、建設業課宅建指導グループに来庁し確認してください。来庁していただくことが原則ですが、本人確認事項が確認できる場合に限り、電話での対応も可能です。

なお、昭和63年以降に合格された方は、一般財団法人不動産適正取引推進機構（電話 03-3435-8181）に問い合わせてください。

Q18 もう使う予定がないので、取引士証を返納したいのですが。

A18 有効期間の切れた取引士証は、建設業課宅建指導グループ宛に送付してください。ただし、有効期間がまだあるものについては、法令上返納できませんので期間が切れるまでお持ちください。

<旧姓使用>

Q19 旧姓を使用する場合、宅地建物取引士証にはどのように記載されますか。また、旧姓のみを記載し、現姓（戸籍上の姓）を記載しないようにすることはできますか。

A19 旧姓を使用する場合、現姓と旧姓が併記され、次のように表示されます。

「現姓〔旧姓〕 名前」

（例）川崎 花子が、「横浜」の旧姓を使用する場合、「川崎〔横浜〕 花子」と記載されます。

また、現姓を記載しないようにすることはできません。

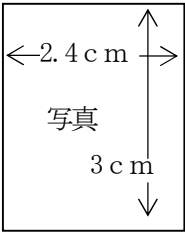
Q20 旧姓が2つ以上ありますが、いずれの旧姓も使用可能ですか。

A20 宅地建物取引士証における旧姓使用が可能なのは、住民票に記載されている旧姓となります。

登録申請書

(第一面)

宅地建物取引業法第19条第1項の規定により、同法第18条第1項の登録を申請します。



R7 年 5 月 10 日
神奈川県知事 殿

郵便番号 (231-8588)
申請者 住 所 横浜市中区日本大通1

氏 名 神奈川 太郎

受付番号

※

受付年月日

※

登録番号

14

項番 ◎申請者に関する事項 ※旧姓使用をする場合、「神奈川 [旧姓] 太郎」と記載してください。

フリガナ カ ナ カ 郎 タ ロ ウ

氏 名 神 奈 川 太 郎

生年月日 S 5 0 年 0 7 月 0 1 日 性別 1 1. 男 2. 女

郵便番号 2 3 1 8 5 8 8

住所市区町村コード 1 4 1 0 4 6 神奈川県 横浜 市 中 区

住 所 日 本 大 通 1

電話番号 0 4 5 - 2 1 0 - 6 3 1 5

本籍市区町村コード 1 4 1 5 3 4 神奈川県 相模原 市 南 区

本 籍 × × × × 九 丁 目 8 8 8 番 地

確認欄
※

◎実務経験に関する事項

12 実務経験先の免許証番号 1 4 (3) 4 5 6 7 8 商号又は名称 株 式 会 社 × × 不 動 産

実務経験先の職務内容 営 業 期 間 H 2 8 0 5 0 6 ~ R 0 7 0 5 0 5

実務経験先の免許証番号 () 商号又は名称

実務経験先の職務内容 期 間 ~

実務経験先の免許証番号 () 商号又は名称

実務経験先の職務内容 期 間 ~

合 計 0 9 年 0 0 月間

登録実務講習を修了して、登録申請する方は、認定コード「1」、修了日を記載

確認欄
※

◎国土交通大臣の認定に関する事項

13 認定コード

認定年月日 年 月 日

確認欄
※

◎試験に関する事項

14 合格証書番号 0 4 1 4 9 9 9 9 合格年月日 H 2 2 年 1 2 月 0 1 日

確認欄
※

◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

15 商号又は名称 株 式 会 社 × × 不 動 産

免許証番号 1 4 (3) 4 5 6 7 8

確認欄
※

(第二面)



実 務 経 験 証 明 書

		(フリガナ) 被証明者氏名	カサガワ タロウ 神奈川 太郎
実務経験先及び在職期間		証 明 者	
免許証番号	神奈川県知事(3)第 45678 号	免許証番号	神奈川県知事(3)第 45678 号
商号又は名称	株式会社 ××不動産		
職務内容	営業	商号又は名称	株式会社 ××不動産
従業者証明書番号	060401		
在 職 期 間	平成28 年 5 月 6 日から 令和7 年 5 月 5 日まで 9 年 0 月間	代表者氏名	代表取締役 横浜 次郎
免許証番号		免許証番号	国土交通大臣 () 第 号
商号又は名称			
職務内容		商号又は名称	登録申請時点で免許が有効な宅建業者が証明してください。
従業者証明書番号			
在 職 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 月間	代表者氏名	
免許証番号		免許証番号	国土交通大臣 () 第 号
商号又は名称			
職務内容		商号又は名称	
従業者証明書番号			
在 職 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 月間	代表者氏名	
在職期間計		9年 0月間	

備 考

- 1 証明は実務経験先の宅地建物取引業者等が行うものとし、申請者が宅地建物取引業者（法人であるときはその役員）であるときは、他の宅地建物取引業者等が証明すること。
- 2 証明者が法人である場合においては、代表者が証明すること。
- 3 実務経験先の免許が変更されているときは、区別して記載すること。 ←

免許換えで免許番号が変更された場合も区別して記載してください。

従 業 者 名 簿

※この名簿は、通常、A4版の横版で作成することが一般的です。

様式第八号の二（第十七の二関係）

氏名	従業者証明書番号	主たる職務内容	宅地建物取引士であるか否かの別	この事務所の従業者となった年月日	この事務所の従業者でなくなった年月日
		営業統括	○	S58. 7. 25	
		一般事務		H5. 10. 1	
神奈川 太 郎	990603	営業		H11. 6. 1	
		営業		H13. 4. 1	H15. 9. 30
		営業		H15. 10. 12	
従業者名簿作成にあたっての注意事項 1 「従業者証明書番号」の欄には、法第48条第1項の証明書の番号を記入すること。 2 「宅地建物取引士であるか否かの別」の欄には、取引士である者には○印をつけること。 3 一時的に業務に従事するものについても記載すること。 4 記載すべき事項が発生した場合には、2週間以内に記載すること。 なお、記載事項について変更、訂正等をするときには、変更、訂正等をする前の文字等は、読むことができるようにしておくこと。					

令和7年5月10日

原本の内容と相違ありません。

株式会社 神奈川不動産
代表取締役 宅 建 一 郎

誓 約 書

私は、宅地建物取引業法第18条第1項第3号から第12号までに該当しない者であることを誓約します。

令和7年 5 月 10 日

氏 名 神奈川 太郎

神 奈 川 県 知 事 殿

記載例 (氏名、住所、本籍、従事先情報を
変更する場合)

(A4)

代理申請の場合は、委任状を添付

様式第七号 (第十四条の七関係)

330

宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書

宅地建物取引業法第20条の規定により、下記の事項についての変更の登録を申請します。

令和 7年 5 月 10日

神奈川県知事 殿

申請者 氏 名 **川崎花子**

生年月日 **S55年 11 月 11 日**

申請時の登録番号

受付番号
※

受付年月日
※

14 — **9999999** —

項番 ◎申請者に関する事項

11	変更年月日	R	—	07	年	05	月	05	日
変更後	フリガナ	カワサキ ハナコ							
	氏 名	川崎 花子							

※旧姓使用をする場合、「川崎 [横浜] 花子」と記載してください。

↑

変更前	フリガナ	ヨコハマ ハナコ							
	氏 名	横浜 花子							

確認欄

※

12	変更年月日	R	—	07	年	04	月	01	日
変更後	郵便番号	210 — 8577							
	住所市区町村コード	141313		神奈川県 川崎市 川崎区					
	住 所	××町 222 番地 の 1							
	電話番号	044 — ××× — ××××							

↑

変更前	住所	横浜市中区日本大通1番地							
-----	----	---------------------	--	--	--	--	--	--	--

確認欄

※

13	変更年月日	R	—	07	年	05	月	05	日
変更後	本籍市区町村コード	141313		神奈川県 川崎市 川崎区					
	本 籍	××町 222 番地							

↑

変更前	本籍	横浜市中区日本大通1番地							
-----	----	---------------------	--	--	--	--	--	--	--

確認欄

※

◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

14	変更年月日	R	—	07	年	05	月	01	日
変更後	商号又は名称	株式会社 ××不動産							
	免許証番号	14 (5)		55555					

↑

変更前	商号又は名称	株式会社 ××商事							
	免許証番号	国土交通大臣 神奈川県知事 (3) 第 33333 号							

確認欄

※

記載例 (この申請書は、有効期限内の取引士証を持つ申請者の氏名のみが変更になる場合に手続きが必要)

様式第七号の四 (第十四条の十三関係)

(A4)

3 6 0

宅地建物取引士証書換え交付申請書

発行番号は、取引士証の一番下に記載されています。

令和7年5月10日

神奈川県知事 殿

申請者 発行番号 **991498765**

住所が変更になっている場合には、変更後の住所を記載

郵便番号 **(231-0013)**

住 所 **横浜市中区住吉町6-76-3
横浜グリーンマンション101**

氏 名 **神奈川 太郎**

電話番号 **(045) 633-3036**

受付番号

※

受付年月日

※

申請時の登録番号

1 4 — **0 1 2 3 4 5** —

受講年月日

※

宅地建物取引士証記載事項を下記のとおり変更しましたので、宅地建物取引業法施行規則第14条の13の規定により、宅地建物取引士証の書換え交付を申請します。

変更に係る事項	変 更 後	変 更 前	交 付 年 月 日
(フリガナ) 氏 名	カナガワ タロウ 神奈川 太郎	ヨシハマ タロウ 横浜 太郎	R1. 5. 7

フルネームで記載

交付年月日は、取引士証の下から2行目に記載

確認欄

※

※ 旧姓使用をする場合、「変更後」欄は、「神奈川〔横浜〕太郎」と記載してください。

備考

- ① 申請者は、※印の欄には記入しないでください。
- ② 「申請時の登録番号」の欄は、登録を受けている都道府県知事については、下の表より該当するコードを記入してください。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、51～64のうち該当するコードを記入してください。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「1」を記入してください。

(記入例) 1 4 0 0 0 1 0 0 [神奈川県知事登録第100号の場合]

02	青森県知事	17	石川県知事	32	島根県知事	47	沖縄県知事
03	岩手県知事	18	福井県知事	33	岡山県知事	51	北海道知事 (石狩)
04	宮城県知事	19	山梨県知事	34	広島県知事	52	北海道知事 (渡島)
05	秋田県知事	20	長野県知事	35	山口県知事	53	北海道知事 (檜山)
06	山形県知事	21	岐阜県知事	36	徳島県知事	54	北海道知事 (後志)
07	福島県知事	22	静岡県知事	37	香川県知事	55	北海道知事 (空知)
08	茨城県知事	23	愛知県知事	38	愛媛県知事	56	北海道知事 (上川)
09	栃木県知事	24	三重県知事	39	高知県知事	57	北海道知事 (留萌)
10	群馬県知事	25	滋賀県知事	40	福岡県知事	58	北海道知事 (宗谷)
11	埼玉県知事	26	京都府知事	41	佐賀県知事	59	北海道知事 (網走)
12	千葉県知事	27	大阪府知事	42	長崎県知事	60	北海道知事 (胆振)
13	東京都知事	28	兵庫県知事	43	熊本県知事	61	北海道知事 (日高)
14	神奈川県知事	29	奈良県知事	44	大分県知事	62	北海道知事 (十勝)
15	新潟県知事	30	和歌山県知事	45	宮崎県知事	63	北海道知事 (釧路)
16	富山県知事	31	鳥取県知事	46	鹿児島県知事	64	北海道知事 (根室)

有効期限	R7. 5. 31	
生年月日	S10. 10. 10	
住所変更の有無	有 無	書換え交付申請と同時に住所変更をした方は「有」と記入してください。
日中連絡のとれる電話番号	045-xxxx-xxxx (勤務先) 090-9999-9999	9:00～17:00頃の時間帯に連絡のとれる「勤務先」、「携帯」等の電話番号を記載してください。
写真2枚確認		記載しないでください。

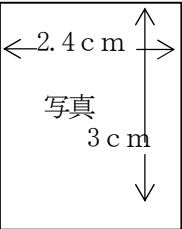
記載例（試験合格後1年以内に新たに取引
士証の交付を受ける場合）

(A4)

3 5 0

※

宅地建物取引士証
交付申請書



下記により、宅地建物取引士証の交付を申請します。

令和7年 5 月 10 日

神奈川県 知事 殿

郵便番号（210-8577）

申請者 住 所 川崎市川崎区××町222番地の1

氏 名 川崎 花子

申請の種類

1

1. 新規
2. 更新
3. 登録の移転

受付番号

※

受付年月日

※

申請時の登録番号

1 4 9 9 9 9 9 9

受講年月日

※

住 所	川崎市川崎区××町222番地の1		電話番号（044） ××× - ××××
(フリガナ) 氏 名	カワサキ ハナコ 川崎 花子		
生 年 月 日	昭和55 年 11 月 11 日		
業務に従事している 宅地建物取引業 者に関する事項	商号又は名称	株式会社 ×××不動産	
	免許証番号	国土交通大臣 神奈川県 知事 （ 5 ） 第 55555 号	
新規の場合	試験の合格後1年を経 過しているか否かの別	1年を経過して（ いる ・ <u>いない</u> ）	
更新又は登録 の移転の場合	現に有する宅地建物取引 士証の有効期限	年 月 日	

確認欄

※

※ 旧姓使用をする場合、「氏名」欄は、「川崎 [旧姓] 花子」と記載してください。

記載例（取引士証を亡失して取引士証の再
交付を受ける場合）

3 7 0

宅地建物取引士証再交付申請書

令和7 年 5 月 10 日

神奈川県知事 殿

郵便番号（ 210 － 8577 ）

申請者 住 所 川崎市川崎区××町222－1

氏 名 川崎 花子

電話番号（ 044 ） ××× － ××××

受付番号

※

受付年月日

※

申請時の登録番号

1 4 — 9 9 9 9 9 9 —

受講年月日

※

宅地建物取引業法施行規則第14条の15の規定により、下記のとおり宅地建物取引士証の再交付を申請します。

住 所	神奈川県川崎市川崎区××町222－1
（フリガナ） 氏 名	カワサキ ハナコ 川崎 花子
生 年 月 日	昭和55 年 11 月 11 日
再交付を申請する理由	1. 亡失 2. 滅失 3. 汚損 4. 破損 5. その他の事由 私は、令和7年5月1日に取引士証を上着のポケットに入れたままで仕事をしていましたが、仕事が終わってから着替えをしようとしたところ、取引士証が上着ポケットに入っておりませんでした。その後、職場内を探しましたが、見つかりませんでした。見つかった場合には速やかに返還いたします。 令和7年5月5日 ▲▲▲▲警察署に届出 受付番号は〇〇〇〇号

確認欄

※

備考

- ① 申請者は、※印の欄には記入しないでください。
- ② 「申請時の登録番号」の欄は、登録を受けている都道府県知事については、下の表より該当するコードを記入してください。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、51～64のうち該当するコードを記入してください。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「1」を記入してください。

(記入例) 1 4 — 0 0 0 1 0 0 — □ [神奈川県知事登録第100号の場合]

02	青森県知事	17	石川県知事	32	島根県知事	47	沖縄県知事
03	岩手県知事	18	福井県知事	33	岡山県知事	51	北海道知事 (石狩)
04	宮城県知事	19	山梨県知事	34	広島県知事	52	北海道知事 (渡島)
05	秋田県知事	20	長野県知事	35	山口県知事	53	北海道知事 (檜山)
06	山形県知事	21	岐阜県知事	36	徳島県知事	54	北海道知事 (後志)
07	福島県知事	22	静岡県知事	37	香川県知事	55	北海道知事 (空知)
08	茨城県知事	23	愛知県知事	38	愛媛県知事	56	北海道知事 (上川)
09	栃木県知事	24	三重県知事	39	高知県知事	57	北海道知事 (留萌)
10	群馬県知事	25	滋賀県知事	40	福岡県知事	58	北海道知事 (宗谷)
11	埼玉県知事	26	京都府知事	41	佐賀県知事	59	北海道知事 (網走)
12	千葉県知事	27	大阪府知事	42	長崎県知事	60	北海道知事 (胆振)
13	東京都知事	28	兵庫県知事	43	熊本県知事	61	北海道知事 (日高)
14	神奈川県知事	29	奈良県知事	44	大分県知事	62	北海道知事 (十勝)
15	新潟県知事	30	和歌山県知事	45	宮崎県知事	63	北海道知事 (釧路)
16	富山県知事	31	鳥取県知事	46	鹿児島県知事	64	北海道知事 (根室)

- ③ 「再交付を申請する理由」の欄は、該当するものの番号を○で囲み、具体的な理由を記入してください。
- ④ 汚損、破損又はその他の事由を理由に申請する場合は、申請者が現に有する宅地建物取引士証を添付してください。

有効期限	R7. 5. 31
住所変更の有無	有 無
日中連絡のとれる電話番号	045-xxx-xxxx (勤務先) 090-9999-9999
写真2枚確認	
本人確認	

書換え交付申請と同時に住所変更をした方は「有」と記入してください。

9:00～17:00頃の間帯に連絡のとれる「勤務先」、「携帯」等の電話番号を記載してください。

記載しないでください。

記載例（取引士が死亡し、相続人が届出をする場合）

340

宅地建物取引士死亡等届出書

宅地建物取引士について、宅地建物取引業法第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

令和7年5月10日

神奈川県知事 殿

届出者 住 所 横浜市 中区 日本大通1

氏 名 横浜 一 郎

受付番号 受付年月日 届出時の登録番号 14999999

宅地建物取引業法第18条第1項の登録を受けている者と届出人との関係		1. 相続人 2. 本人 3. 法定代理人 4. 同居の親族	
届 出 の 理 由		1. 死亡 2. 法第18条第1項第1号 3. 法第18条第1項第2号 4. 法第18条第1項第3号 5. 法第18条第1項第4号 6. 法第18条第1項第5号 7. 法第18条第1項第6号 8. 法第18条第1項第7号 9. 法第18条第1項第8号 10. 法第18条第1項第12号	
宅地建物取引業法第18条第1項の登録を受けている者の氏名		横浜 太郎	性 別 1. 男 2. 女
生 年 月 日		昭和 2 年 1 月 1 日	
登 録 年 月 日		昭和 45 年 11 月 1 日	
本 籍		横浜市中区日本大通1	
住 所		横浜市中区日本大通1-1-1	
業務に従事する（又はしていた）宅地建物取引業者に関する事項	商号又は名称	株式会社 ×××不動産	
	免許証番号	国土交通大臣 神奈川県知事（10）第 123456 号	
届 出 事 由 の 生 じ た 日		令和7年5月5日	

確認欄 ※

記載例

(取引士本人が、自ら登録消除の申請をする場合)

※登録消除申請ができるのは、本人のみ

第1号様式の3 (第19条の2関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

宅地建物取引士資格登録消除申請書

令和7年 5 月 10 日

神奈川県知事殿

申請者 住所 **横浜市中区日本大通1**氏名 **横 浜 太 郎**

申請時の登録番号

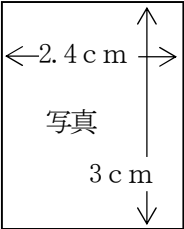
1	4	9	9	9	9	9	9
---	---	---	---	---	---	---	---

宅地建物取引業法第22条第1号の規定により、同法第18条第1項の登録の消除を申請します。

宅地建物取引業法第18条第1項 の 登 録 を 受 け て い る 者 の 氏 名	横 浜 太 郎
生 年 月 日	昭和 2 年 1 月 1 日
登 録 年 月 日	昭和 45 年 11 月 1 日
住 所	横浜市中区日本大通1

記載例（大阪府登録から神奈川県登録へ登録移転する場合）

登録移転申請書



宅地建物取引業法第19条の2の規定により、登録の移転を申請します。

令和7年 5 月 10日

神奈川県知事 殿

郵便番号 (231-0001)

申請者 住 所 横浜市中区日本大通11

氏 名 川崎 花子

移転前の都道府県知事の受付番号
※

移転前の都道府県知事の受付年月日
※

移転前の登録番号
27-999999-

移転後の都道府県知事
14

移転後の都道府県知事の受付番号
※

移転後の都道府県知事の受付年月日
※

移転後の登録番号
※

項番 11 ◎申請者に関する事項

フリガナ	カワサキ ハナコ
氏 名	川崎 花子
生年月日	55年 11月 11日
郵便番号	231-0001
住所市区町村コード	141046 神奈川県 横浜市中区
住 所	〒141-0461 神奈川県横浜市中区
電話番号	045-941-9999
本籍市区町村コード	141046 神奈川県 横浜市中区
本 籍	〒141-0461 神奈川県横浜市中区

住所、本籍、従事先等の変更が伴う場合には、登録移転手続きの前（同時でも可）に、登録移転前の都道府県に変更手続きをしておくこと。

◎移転に関する事項

12 移転前の都道府県知事 27 移転の理由 神奈川県に営業所がある宅建業者で宅建業に従事しているため。

◎移転後において業務に従事し、又は従事しようとする宅地建物取引業者に関する事項

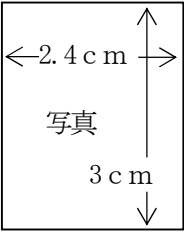
商号又は名称	株式会社 不動産
免許証番号	00 (10) 99999

確認欄
※

確認欄
※

登録申請書

(第一面)



宅地建物取引業法第19条第1項の規定により、同法第18条第1項の登録を申請します。

年 月 日
神奈川県知事 殿
郵便番号 ()
申請者 住 所
氏 名

受付番号

※

受付年月日

※

登録番号

14

項番 ◎申請者に関する事項

11

フリガナ	
氏 名	
生年月日	年 月 日 性別 1. 男 2. 女
郵便番号	
住所市区町村コード	都道府県 市郡区 区町村
住 所	
電話番号	
本籍市区町村コード	都道府県 市郡区 区町村
本 籍	

確認欄
※

12 ◎実務経験に関する事項

実務経験先の免許証番号	()	商号又は名称	
実務経験先の職務内容		期 間	~
実務経験先の免許証番号	()	商号又は名称	
実務経験先の職務内容		期 間	~
実務経験先の免許証番号	()	商号又は名称	
実務経験先の職務内容		期 間	~
合 計		年	月間

確認欄
※

13 ◎国土交通大臣の認定に関する事項

13

認定コード

認定年月日

年

月

日

確認欄
※

◎試験に関する事項

14

合格証書番号

合格年月日

年

月

日

確認欄
※

◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

15

商号又は名称	
免許証番号	()

確認欄
※

(第二面)



実 務 経 験 証 明 書

			(フリガナ) 被証明者氏名	
実務経験先及び在職期間			証 明 者	
免 許 証 番 号			免許証番号	
商 号 又 は 名 称				
職 務 内 容			商号又は名称	
従業者証明書番号				
在 職 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 月間		代表者氏名	
免 許 証 番 号			免許証番号	国土交通大臣 () 第 号 知事
商 号 又 は 名 称				
職 務 内 容			商号又は名称	
従業者証明書番号				
在 職 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 月間		代表者氏名	
免 許 証 番 号			免許証番号	国土交通大臣 () 第 号 知事
商 号 又 は 名 称				
職 務 内 容			商号又は名称	
従業者証明書番号				
在 職 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 月間		代表者氏名	
			在職期間計	年 月 月間

備 考

- 1 証明は実務経験先の宅地建物取引業者等が行うものとし、申請者が宅地建物取引業者（法人であるときはその役員）であるときは、他の宅地建物取引業者等が証明すること。
- 2 証明者が法人である場合においては、代表者が証明すること。
- 3 実務経験先の免許が変更されているときは、区別して記載すること。

誓 約 書

私は、宅地建物取引業法第18条第1項第3号から第12号までに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

氏 名

神奈川県知事 殿

宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書

宅地建物取引業法第20条の規定により、下記の事項についての変更の登録を申請します。

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者氏名

生年月日 年 月 日

受付番号

受付年月日

申請時の登録番号

$\times$	$\times$	$\times$	$\times$
----------	----------	----------	----------

項番 ◎申請者に関する事項

11[illegible]

変更前	フリガナ	
	氏 名	

確認欄

	X	

12

変 更 後	変更年月日		—			年				月			日	
	郵便番号			—										
	住所市区町村コード									_____都道府県_____市郡区_____区町村				
	住 所													
	電話番号													

変更前	住所	
-----	----	--

確認欄

13

変更年月日		—		年		月		日	
変更後	本籍市区町村コード					_____都道府県_____市郡区_____区町村			
	本 籍								

変更前	本籍	
-----	----	--

確認欄

◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

14[illegible]

変更年月日		一	:	年	:	月	:	日
変 更 前	商号又は名称							
	免許証番号	国土交通大臣 知事 () 第 号						

確認欄

3	:	6	:	0
---	---	---	---	---

宅地建物取引士証書換え交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 発行番号

郵便番号 (—)
住 所

氏 名

電話番号 () —

受付番号	受付年月日	申請時の登録番号
※	※	1 4 — —
受講年月日		
※		

宅地建物取引士証記載事項を下記のとおり変更しましたので、宅地建物取引業法施行規則第14条の13の規定により、宅地建物取引士証の書換え交付を申請します。

変更に係る事項	変 更 後	変 更 前	交 付 年 月 日
(フリガナ) 氏 名			

確認欄

※

備 考

- ① 申請者は、※印の欄には記入しないでください。
- ② 「申請時の登録番号」の欄は、登録を受けている都道府県知事については、下の表より該当するコードを記入してください。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、51～64のうち該当するコードを記入してください。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「1」を記入してください。

(記入例) 1 4 0 0 0 1 0 0 □ [神奈川県知事登録第100号の場合]

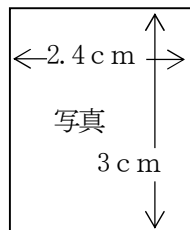
02	青森県知事	17	石川県知事	32	島根県知事	47	沖縄県知事
03	岩手県知事	18	福井県知事	33	岡山県知事	51	北海道知事 (石狩)
04	宮城県知事	19	山梨県知事	34	広島県知事	52	北海道知事 (渡島)
05	秋田県知事	20	長野県知事	35	山口県知事	53	北海道知事 (檜山)
06	山形県知事	21	岐阜県知事	36	徳島県知事	54	北海道知事 (後志)
07	福島県知事	22	静岡県知事	37	香川県知事	55	北海道知事 (空知)
08	茨城県知事	23	愛知県知事	38	愛媛県知事	56	北海道知事 (上川)
09	栃木県知事	24	三重県知事	39	高知県知事	57	北海道知事 (留萌)
10	群馬県知事	25	滋賀県知事	40	福岡県知事	58	北海道知事 (宗谷)
11	埼玉県知事	26	京都府知事	41	佐賀県知事	59	北海道知事 (網走)
12	千葉県知事	27	大阪府知事	42	長崎県知事	60	北海道知事 (胆振)
13	東京都知事	28	兵庫県知事	43	熊本県知事	61	北海道知事 (日高)
14	神奈川県知事	29	奈良県知事	44	大分県知事	62	北海道知事 (十勝)
15	新潟県知事	30	和歌山県知事	45	宮崎県知事	63	北海道知事 (釧路)
16	富山県知事	31	鳥取県知事	46	鹿児島県知事	64	北海道知事 (根室)

有 効 期 限	
生年月日	
住所変更の有無	有 無
日中連絡のとれる 電話番号	
写真2枚確認	

3 5 0

※

宅地建物取引士証 交付申請書



下記により、宅地建物取引士証の交付を申請します。

年 月 日

知事 殿

郵便番号 ()
申請者 住 所

氏 名

申請の種類

☐

1. 新規
2. 更新
3. 登録の移転

受付番号

受付年月日

申請時の登録番号

受講年月日

住 所	電話番号 () —	
(フリガナ) 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	
業務に従事している宅地建物取引業者に関する事項	商号又は名称	
	免許証番号	国土交通大臣 () 第 号 知事
新規の場合	試験の合格後1年を経過しているか否かの別	1年を経過して (いる ・ いない)
更新又は登録の移転の場合	現に有する宅地建物取引士証の有効期限	年 月 日

確認欄

☐

宅地建物取引士証再交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

郵便番号（ ）

申請者 住 所

氏 名

電話番号（ ） —

受付番号

※

受付年月日

※

申請時の登録番号

—

受講年月日

※

宅地建物取引業法施行規則第14条の15の規定により、下記のとおり宅地建物取引士証の再交付を申請します。

住 所	
(フリガナ) 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
再交付を申請する理由	1. 亡失 2. 滅失 3. 汚損 4. 破損 5. その他の事由

確認欄

※

備考

- ① 申請者は、※印の欄には記入しないでください。
- ② 「申請時の登録番号」の欄は、登録を受けている都道府県知事については、下の表より該当するコードを記入してください。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、51～64のうち該当するコードを記入してください。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「1」を記入してください。

(記入例)

1	4
---	---

 —

0	0	0	1	0	0
---	---	---	---	---	---

 —

--

 [神奈川県知事登録第100号の場合]

02	青森県知事	17	石川県知事	32	島根県知事	47	沖縄県知事
03	岩手県知事	18	福井県知事	33	岡山県知事	51	北海道知事 (石狩)
04	宮城県知事	19	山梨県知事	34	広島県知事	52	北海道知事 (渡島)
05	秋田県知事	20	長野県知事	35	山口県知事	53	北海道知事 (檜山)
06	山形県知事	21	岐阜県知事	36	徳島県知事	54	北海道知事 (後志)
07	福島県知事	22	静岡県知事	37	香川県知事	55	北海道知事 (空知)
08	茨城県知事	23	愛知県知事	38	愛媛県知事	56	北海道知事 (上川)
09	栃木県知事	24	三重県知事	39	高知県知事	57	北海道知事 (留萌)
10	群馬県知事	25	滋賀県知事	40	福岡県知事	58	北海道知事 (宗谷)
11	埼玉県知事	26	京都府知事	41	佐賀県知事	59	北海道知事 (網走)
12	千葉県知事	27	大阪府知事	42	長崎県知事	60	北海道知事 (胆振)
13	東京都知事	28	兵庫県知事	43	熊本県知事	61	北海道知事 (日高)
14	神奈川県知事	29	奈良県知事	44	大分県知事	62	北海道知事 (十勝)
15	新潟県知事	30	和歌山県知事	45	宮崎県知事	63	北海道知事 (釧路)
16	富山県知事	31	鳥取県知事	46	鹿児島県知事	64	北海道知事 (根室)

- ③ 「再交付を申請する理由」の欄は、該当するものの番号を○で囲み、具体的な理由を記入してください。
- ④ 汚損、破損又はその他の事由を理由に申請する場合は、申請者が現に有する宅地建物取引士証を添付してください。

有効期限	
住所変更の有無	有 無
日中連絡のとれる 電話番号	
写真2枚確認	
本人確認	

宅地建物取引士死亡等届出書

宅地建物取引士について、宅地建物取引業法第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

神奈川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

受付番号

※

受付年月日

※

届出時の登録番号

宅地建物取引業法第18条第1項の登録を受けている者と届出人との関係		1. 相続人 2. 本人 3. 法定代理人 4. 同居の親族	
届 出 の 理 由		1. 死亡 2. 法第18条第1項第1号 3. 法第18条第1項第2号 4. 法第18条第1項第3号 5. 法第18条第1項第4号 6. 法第18条第1項第5号 7. 法第18条第1項第6号 8. 法第18条第1項第7号 9. 法第18条第1項第8号 10. 法第18条第1項第12号	
宅地建物取引業法第18条第1項の登録を受けている者の氏名		性 別	1. 男 2. 女
生 年 月 日		年 月 日	
登 録 年 月 日		年 月 日	
本 籍			
住 所			
業務に従事する（又はしていた）宅地建物取引業者に関する事項	商号又は名称		
	免許証番号	国土交通大臣 () 第 号	
届 出 事 由 の 生 じ た 日		年 月 日	

確認欄

※

宅地建物取引士資格登録消除申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

申請者 住所

氏名

申請時の登録番号

:

:

:

:

:

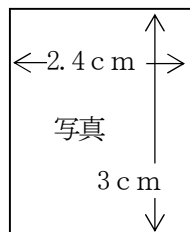
:

:

宅地建物取引業法第22条第1号の規定により、同法第18条第1項の登録の消除を申請します。

宅地建物取引業法第18条第1項 の 登 録 を 受 け て い る 者 の 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
登 録 年 月 日	年 月 日
住 所	

登録移転申請書



宅地建物取引業法第19条の2の規定により、登録の移転を申請します。

年 月 日

殿

郵便番号（ ）

申請者 住 所

氏 名

移転前の都道府県知事
の受付番号

※

移転前の都道府県知事
の受付年月日

※

移転前の登録番号

— — — — —

移転後の都
道府県知事

— —

移転後の都道府県知事
の受付番号

※

移転後の都道府県知事
の受付年月日

※

移転後の登録番号

※ — — — — —

項番 ◎申請者に関する事項

11

フリガナ															
氏 名															
生年月日				年			月			日	性別		1. 男 2. 女		
郵便番号															
住所市区町村コード															
住 所															
電話番号															
本籍市区町村コード															
本 籍															

確認欄

※

◎移転に関する事項

12

移転前の都道府県知事			移転の理由													
◎移転後において業務に従事し、又は従事しようとする宅地建物取引業者に関する事項																
商号又は名称																
免許証番号			()													

確認欄

※

在 籍 証 明 書

氏 名 足柄 金太郎（神奈川県知事登録〇〇〇〇〇〇号）

生年月日 平成〇年〇〇月〇〇日

上記の者は、下記のとおり当社の宅地建物取引の業務に従事していることを証明します。

記

- 1 従事している期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日から現在まで
- 2 従事している事務所 本店
- 3 従事先の所在地 小田原市荻窪350-1

令和〇〇年〇〇月〇〇日

小田原市荻窪350-1
西湘不動産 株式会社
神奈川県知事（○）第〇〇〇〇〇〇号
代表取締役 津久井 一男

**就労予定証明書の記載
例**

就 労 予 定 証 明 書

氏 名 足柄 金太郎（神奈川県知事登録〇〇〇〇〇〇号）
生年月日 平成〇年〇〇月〇〇日

上記の者は、下記のとおり当社の宅地建物取引の業務に従事することを証明します。

記

- 1 従事を開始する年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 従事する事務所 本店
- 3 従事先の所在地 小田原市荻窪350-1

令和〇〇年〇〇月〇〇日

小田原市荻窪350-1
西湘不動産 株式会社
神奈川県知事（○）第〇〇〇〇〇〇号
代表取締役 津久井 一男

表

従業員証明書

従業員証明書番号

従業員氏名

業務に従事する

事務所の名称及び所在地

この者は、宅地建物取引業者の従業者であることを証明します。

証明書有効期間

年 月 日から

年 月 日まで

免許証番号

国土交通大臣（ ）第 号

知事

商号又は名称

主たる事務所の所在地

代表者氏名

（ 年 月撮影）

印

2.4cm

3.0cm

5.392cm以上

5.403cm以下

8.547cm～8.572cm以下

裏

備考

宅地建物取引業法抜粋

第48条 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。

2 従業者は、取引の関係者の請求があつたときは、前項の証明書を提示しなければならない。

備考

- 1 従業員証明書番号の付し方は、次の方法によること。
- (1) 第1桁及び第2桁には、当該従業者が雇用された年を西暦で表したときの西暦年の下2桁を記載するものとする。

(2) 第3桁及び第4桁には、当該従業者が雇用された月を記載するものとする。ただし、その月が1月から9月までである場合においては、第3桁は0とし、第4桁にはその月を記載するものとする。

(3) 第5桁以下には、従業者ごとに重複がないように付した番号を記載するものとする。
- 2 業務に従事する事務所に変更があつたときには、裏面に変更後の内容を記入し、事務所の長の印を押印すること。
- 3 従業者の現住所等必要な事項がある場合には、裏面に記入すること。
- 4 用紙の色彩は、青色以外とすること。
- 5 証明書の有効期間は5年以下とすること。

様式第八号の二（第十七の二関係）

従 業 者 名 簿

氏名	従業者証明書番号	主たる職務内容	宅地建物取引士であるか否かの別	この事務所の従業者となった年月日	この事務所の従業者でなくなった年月日

※この名簿は、通常、A4版の横版で作成することが一般的です。

備 考

- 1 「従業者証明書番号」の欄には、法第48条第1項の証明書番号を記入すること。
- 2 「宅地建物取引士であるか否かの別」の欄には、宅地建物取引士である者には○印をつけること。
- 3 一時的に業務に従事するものについても記載すること。
- 4 記載すべき事項が発生した場合には、2週間以内に記載すること。なお、記載事項について変更、訂正等をするときには、変更、訂正等をする文字等は、なお、読むことができるようにしておくこと。

登録実務講習の登録実務講習機関一覧

宅地建物取引業法施行規則第13条の16第1号に基づき国土交通大臣の登録を受けた講習を行う登録実務講習機関は次のとおりです。今後、登録実務講習機関が追加または業務を廃止した場合は、随時更新します。なお、講習の実施日時、受講申込方法等は、それぞれの登録講習機関にお問い合わせください。

(令和6年1月29日現在)

登録番号	機 関 の 名 称	事 務 所 の 所 在 地	電 話 番 号
2	(株)東京リーガルマインド	東京都中野区中野4-11-10	03-5913-6310
3	(株)日建学院	東京都豊島区池袋2-38-2 COSMY I 5階	0120-243-229
4	T A C (株)	東京都千代田区三崎町3-2-18	0120-509-117
7	(株)九州不動産専門学校	福岡県福岡市中央区天神1-3-38	092-714-4131
8	(株)日本ビジネス法研究所 (日本宅建学院)	東京都千代田区神田須田町2-23-11	03-3251-6651
12	一般社団法人TAKKYO	千葉県八千代市ゆりのき台2-5-7 サンメールゆりのき台202号室	047-481-4155
13	一般社団法人職能研修会	神奈川県横浜市保土ケ谷区宮田町一丁目8番地1 川元ビル1階	045-594-7181
15	(株)Social Bridge	大阪府大阪市北区梅田1-1-3 大阪駅前第3ビル10階	050-5306-1460
16	(株)Kenビジネススクール	東京都新宿区新宿2丁目5番12号	03-5326-9294
17	一般財団法人ハートステーション	神奈川県横浜市中区住吉町6-76-3	045-228-9063
18	(株)プライシングジャパン	埼玉県八潮市大瀬一丁目1番地1 マインループ1017号	0120-982-382
23	宅建ダイナマイト合格スクール (株)	東京都新宿区四谷三栄町2-14 四ツ谷ビジネスガーデン	03-5935-8744
24	(株)おおうら (自習室うめだ)	大阪府大阪市北区梅田1-1-3 大阪駅前第3ビル2F48号	06-6225-8976
25	T O P 宅建学院 (一社) 日本就職支援協会	東京都渋谷区渋谷2-14-13	03-3498-0380
27	クオリティオフィス	福岡県福岡市早良区次郎丸2丁目9番22-201号	070-5533-5661
28	大原出版 株式会社	東京都千代田区西神田2-4-9 第二錦水ビル6階	03-3292-6307
29	一般社団法人 新潟県宅建サポートセンター	新潟県新潟市中央区明石1-3-10	025-247-1361
30	一般社団法人 まなびの研究所	兵庫県西宮市枝川町5-15-803	0798-55-9427
32	株式会社総合資格学院法定講習センター	東京都新宿区西新宿1-26-2	03-3340-2801

登録実務講習機関一覧の最新情報については、国土交通省のホームページから入手できます。



宅地建物取引業免許申請等使用コード一覧

〈市区町村コード〉 ※住所・本籍を記載する箇所で使用

【神奈川県】

1 4 1 0 1 1	横浜市鶴見区	1 4 1 0 2 0	横浜市神奈川区	1 4 1 0 3 8	横浜市西区
1 4 1 0 4 6	横浜市中区	1 4 1 0 5 4	横浜市南区	1 4 1 0 6 2	横浜市保土ヶ谷区
1 4 1 0 7 1	横浜市磯子区	1 4 1 0 8 9	横浜市金沢区	1 4 1 0 9 7	横浜市港北区
1 4 1 1 0 1	横浜市戸塚区	1 4 1 1 1 9	横浜市港南区	1 4 1 1 2 7	横浜市旭区
1 4 1 1 3 5	横浜市緑区	1 4 1 1 4 3	横浜市瀬谷区	1 4 1 1 5 1	横浜市栄区
1 4 1 1 6 0	横浜市泉区	1 4 1 1 7 8	横浜市青葉区	1 4 1 1 8 6	横浜市都筑区
1 4 1 3 1 3	川崎市川崎区	1 4 1 3 2 1	川崎市幸区	1 4 1 3 3 0	川崎市中原区
1 4 1 3 4 8	川崎市高津区	1 4 1 3 5 6	川崎市多摩区	1 4 1 3 6 4	川崎市宮前区
1 4 1 3 7 2	川崎市麻生区				
1 4 1 5 1 8	相模原市緑区	1 4 1 5 2 6	相模原市中央区	1 4 1 5 3 4	相模原市南区
1 4 2 0 1 8	横須賀市	1 4 2 0 3 4	平塚市	1 4 2 0 4 2	鎌倉市
1 4 2 0 5 1	藤沢市	1 4 2 0 6 9	小田原市	1 4 2 0 7 7	茅ヶ崎市
1 4 2 0 8 5	逗子市	1 4 2 1 0 7	三浦市	1 4 2 1 1 5	秦野市
1 4 2 1 2 3	厚木市	1 4 2 1 3 1	大和市	1 4 2 1 4 0	伊勢原市
1 4 2 1 5 8	海老名市	1 4 2 1 6 6	座間市	1 4 2 1 7 4	南足柄市
1 4 2 1 8 2	綾瀬市				
1 4 3 0 1 4	葉山町	1 4 3 2 1 9	寒川町	1 4 3 4 1 3	大磯町
1 4 3 4 2 1	二宮町	1 4 3 6 1 8	中井町	1 4 3 6 2 6	大井町
1 4 3 6 3 4	松田町	1 4 3 6 4 2	山北町	1 4 3 6 6 9	開成町
1 4 3 8 2 1	箱根町	1 4 3 8 3 9	真鶴町	1 4 3 8 4 7	湯河原町
1 4 4 0 1 1	愛川町	1 4 4 0 2 9	清川村		

【東京都】

1 3 1 0 1 6	千代田区	1 3 1 0 2 4	中央区	1 3 1 0 3 2	港区
1 3 1 0 4 1	新宿区	1 3 1 0 5 9	文京区	1 3 1 0 6 7	台東区
1 3 1 0 7 5	墨田区	1 3 1 0 8 3	江東区	1 3 1 0 9 1	品川区
1 3 1 1 0 5	目黒区	1 3 1 1 1 3	大田区	1 3 1 1 2 1	世田谷区
1 3 1 1 3 0	渋谷区	1 3 1 1 4 8	中野区	1 3 1 1 5 6	杉並区
1 3 1 1 6 4	豊島区	1 3 1 1 7 2	北区	1 3 1 1 8 1	荒川区
1 3 1 1 9 9	板橋区	1 3 1 2 0 2	練馬区	1 3 1 2 1 1	足立区
1 3 1 2 2 9	葛飾区	1 3 1 2 3 7	江戸川区	1 3 2 0 1 2	八王子市
1 3 2 0 2 1	立川市	1 3 2 0 3 9	武蔵野市	1 3 2 0 4 7	三鷹市
1 3 2 0 5 5	青梅市	1 3 2 0 6 3	府中市	1 3 2 0 7 1	昭島市
1 3 2 0 8 0	調布市	1 3 2 0 9 8	町田市	1 3 2 1 0 1	小金井市
1 3 2 1 1 0	小平市	1 3 2 1 2 8	日野市	1 3 2 1 3 6	東村山市
1 3 2 1 4 4	国分寺市	1 3 2 1 5 2	国立市	1 3 2 1 8 7	福生市
1 3 2 1 9 5	狛江市	1 3 2 2 0 9	東大和市	1 3 2 2 1 7	清瀬市
1 3 2 2 2 5	東久留米市	1 3 2 2 3 3	武蔵村山市	1 3 2 2 4 1	多摩市
1 3 2 2 5 0	稲城市	1 3 2 2 7 6	羽村市	1 3 2 2 8 4	あきる野市
1 3 2 2 9 2	西東京市	1 3 3 0 3 5	瑞穂町	1 3 3 0 5 1	日の出町
1 3 3 0 7 8	檜原村	1 3 3 0 8 6	奥多摩町	1 3 3 6 1 2	大島町
1 3 3 6 2 1	利島村	1 3 3 6 3 9	新島村	1 3 3 6 4 7	神津島村
1 3 3 8 1 7	三宅村	1 3 3 8 2 5	御蔵島村	1 3 4 0 1 5	八丈町

1 3 4 0 2 3 青ヶ島村

1 3 4 2 1 0 小笠原村

【山梨県（一部）】

1 9 2 0 4 0 都留市

1 9 4 2 2 1 道志村

1 9 2 0 6 6 大月市

1 9 4 2 5 5 山中湖村

1 9 2 1 2 1 上野原市

【静岡県（一部）】

2 2 2 0 3 8 沼津市

2 2 2 0 8 9 伊東市

2 2 3 2 5 5 函南町

2 2 3 4 4 1 小山町

2 2 2 0 5 4 熱海市

2 2 2 1 5 1 御殿場市

2 2 3 4 1 7 清水町

2 2 2 0 6 2 三島市

2 2 2 2 0 8 裾野市

2 2 3 4 2 5 長泉町

〈元号コード〉 ※生年月日を記載する箇所で使用

T 大正

S 昭和

H 平成

R 令和

〈免許権者コード〉 ※登録移転申請等の手続きをする際に使用

0 0	国土交通大臣	1 6	富山県知事	3 2	島根県知事	5 1	北海道知事(石狩)
		1 7	石川県知事	3 3	岡山県知事	5 2	北海道知事(渡島)
0 2	青森県知事	1 8	福井県知事	3 4	広島県知事	5 3	北海道知事(檜山)
0 3	岩手県知事	1 9	山梨県知事	3 5	山口県知事	5 4	北海道知事(後志)
0 4	宮城県知事	2 0	長野県知事	3 6	徳島県知事	5 5	北海道知事(空知)
0 5	秋田県知事	2 1	岐阜県知事	3 7	香川県知事	5 6	北海道知事(上川)
0 6	山形県知事	2 2	静岡県知事	3 8	愛媛県知事	5 7	北海道知事(留萌)
0 7	福島県知事	2 3	愛知県知事	3 9	高知県知事	5 8	北海道知事(宗谷)
0 8	茨城県知事	2 4	三重県知事	4 0	福岡県知事	5 9	北海道知事(網走)
0 9	栃木県知事	2 5	滋賀県知事	4 1	佐賀県知事	6 0	北海道知事(胆振)
1 0	群馬県知事	2 6	京都府知事	4 2	長崎県知事	6 1	北海道知事(日高)
1 1	埼玉県知事	2 7	大阪府知事	4 3	熊本県知事	6 2	北海道知事(十勝)
1 2	千葉県知事	2 8	兵庫県知事	4 4	大分県知事	6 3	北海道知事(釧路)
1 3	東京都知事	2 9	奈良県知事	4 5	宮崎県知事	6 4	北海道知事(根室)
1 4	神奈川県知事	3 0	和歌山県知事	4 6	鹿児島県知事		
1 5	新潟県知事	3 1	鳥取県知事	4 7	沖縄県知事		

令和7年6月1日改訂

監 修 神奈川県県土整備局事業管理部

(発 行) 建設業課 宅建指導グループ

〒231-0021

神奈川県横浜市中区日本大通33

神奈川県住宅供給公社ビル5階

電話045-285-3218